

京都市会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第59号）（市会事務局総務課）

諸般の状況により、現在実施している市会議員の議員報酬の額の特例措置について、その期間を令和4年3月31日まで延長するとともに、令和3年6月及び同年12月に支給する期末手当について特例措置を講じることとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 59 号

京都市会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正す
る条例

京都市会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を次のように改正
する。

第2条中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

第3条中「令和2年6月」を「令和3年6月及び同年12月」に、「100分の15」を
「100分の7.5」に改める

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市会事務局総務課)